

○ 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）</p> <p><u>第七条の二</u> 法第二十三条第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	